議会運営委員会　会議録

１．招集年月日	令和８年２月１８日（水）　　開会　午前　８時５８分 閉会　午前　９時５１分
２．場　　所	本館３階　第２委員会室
３．出席委員	◎益川　教智　　○石川　恵美　　遠藤　総一郎 木下　伸一　　工藤　義明　　田中　陽介 橋　　完司　　以上７名 オブザーバー出席　津村　俊二議長　　委員外議員　奥村　文市郎副議長
４．欠席委員	なし
５．説　明　員	櫻本市長、井狩政策調整部長、川尻総務部長、 松井政策調整部次長、井狩総務部次長
６．事務局職員	事務局長：辻　昭典、次長：行俊　勉、書記：舩橋　潤子
７．付議事件	（１）令和８年第２回野洲市議会定例会提出議案について （２）令和８年第２回野洲市議会定例会会期日程（案）について （３）令和８年第２回野洲市議会定例会議事日程（案）について （４）令和８年第２回野洲市議会定例会議案付託表（案）について （５）代表質問発言順序について （６）請願書、陳情書について （７）野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例について
８．協議事項	なし
９．そ　の　他	なし
10．審査内容	別紙のとおり

野洲市議会委員会条例第２９条の規定により、記名、押印する。

令和８年３月３１日

議会運営委員会委員長　　益川　教智　印

～～～

１０件について、令和８年度予算を提案させていただくものでございます。

新年度予算の内容につきましては、例年のとおり本日の午後に開催をいただきます議案説明会におきまして予算資料に基づきまして各部から詳細のほうをご説明させていただきたいと思いますので、本議会運営委員会では議案名のみとなりますので、ご了承いただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、２点目の補正予算６件につきましてご説明させていただきます。

例年２月定例会の一般会計や特別会計の補正予算につきましては、基本的には年度末におけます事業の実績見込みや、あるいは歳入・決算見込みに基づく精査に伴いまして予算の増減を補正する内容が主なものとなっておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

まず初めに、議第１３号の「令和７年度野洲市一般会計補正予算（第１０号)」につきましては、既決予算に３億９，５３２万１，０００円を増額させていただきまして、補正後の予算額を２８４億６，１８５万５，０００円とさせていただくものでございます。

補正の概要、主なものといたしまして、まず、歳出でございますが、次のページのほうに記載をさせていただいているところではございますが、歳出でございますが、財政調整基金、また減債基金、公共施設等整備基金への積立て、加えましてまちづくり基金及び都市計画事業基金への積立てについて増額をさせていただくものでございます。

また、まちづくり基金の増額に伴いますふるさと納税推進経費の増額をさせていただくものでございます。加えまして、基幹系システム標準化移行延期に伴います事務委託料の減額、それと、利用者数の増加及び給付単価の上昇に伴います民間保育所等の運営補助事業費及び私立の幼稚園運営費の増額などでございます。加えまして、雨水対策事業計画の見直しに伴います下水道事業会計負担金の減額、それと、社会資本整備総合交付金、防災安全交付金の内示に伴います当該対象事業費等の設計委託料の増額などとなっているところでございます。

一方、主な歳入でございますけれども、前ページのほうで記載をさせていただいているところではございますが、歳入につきましては、個人市民税、法人市民税の増額、一方、固定資産税については減額とさせていただいているところでございます。

また、普通交付税の追加交付によります増額、それと、子どものための教育・保育給付交付金、児童福祉費に係る部分でございますが、国庫支出金及び県支出金の増額、加えまして、同様の子どものための教育・保育給付交付金の幼稚園費に伴うものでございますけ

れども、ここにつきましても、国庫支出金及び県支出金の増額となっているところでございます。

また、先ほど申し上げました社会資本整備総合交付金、防災安全交付金の内示に伴います国庫支出金の増額となっているところでございます。

加えまして、第９期の野洲市介護保険事業計画に基づきます本市の地域密着型サービス等整備事業に係ります公共用地の売払いによります不動産売払い収入を計上させていただいているところでございます。

また、ふるさと納税に係りますまちづくり寄附金の増額、それと、財政調整基金の取り崩しの取りやめ、加えまして、基幹系システム標準化移行延期に伴いますデジタル基盤改革支援補助金の減額などとなっているところでございます。

次に、債務負担行為といたしましては、後ほどご説明を申し上げます議第３５号の事業契約の変更に伴います余熱利用施設整備運営事業に係ります債務負担行為について限度額を追加させていただくものでございます。

次に、議第１４号でございます。「令和７年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号)」につきましては、既決予算に２億２，２４３万１，０００円を追加させていただきまして、補正後の予算額を４７億２，８６５万９，０００円とさせていただくものでございます。

まず、主な歳出でございますけれども、主な歳出といたしましては、療養給付費負担金の決算見込みによる増額でございます。次に、主な歳入でございますけれども、主な歳入といたしましては、保険給付費支給見込額の増額に伴います保険給付費普通交付金の増額、また、繰越金の増額などとなっているところでございます。

続きまして、議第１５号「令和７年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号)」につきましては、既決予算に５，１４８万５，０００円を追加させていただきまして、補正後の予算額を９億２，５０３万７，０００円とさせていただくものでございます。

主な歳出といたしましては、特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増額並びに保険基盤安定繰入金の確定に伴います後期高齢者医療広域連合納付金の増額となっているところでございます。

主な歳入といたしましては、後期高齢者医療保険料の決算見込みによります特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増額となっているところでございます。また、保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額などとなっているところでございます。

続きまして、議第１６号「令和７年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第３号)」につきましては、既決予算に５１９万６，０００円を追加させていただきまして、補正後の予算額を４７億８，１１９万円とさせていただくものでございます。

主な歳出といたしましては、高額医療合算介護サービス給付費の決算見込みに伴います増額、また、通所型サービス給付費の決算見込みに伴う増額となっているところでございます。

一方、主な歳入につきましては、保険給付費の増額に伴います国庫支出金、また、支払基金交付金、加えまして県支出金及び一般会計繰入金の増額となっているところでございます。

続きまして、議第１７号「令和７年度野洲市水道事業会計補正予算（第３号)」につきましては、第３条収益的収入及び支出における収入につきましては、既決予算に２１３万７，０００円を追加させていただきまして、補正後の予算額を１０億５，１７１万６，０００円とするものでございます。主な収入といたしましては、一般会計からの補助金の増額となっているところでございます。

続きまして、議第１８号「令和７年度野洲市下水道事業会計補正予算（第２号)」につきましては、第４条予算でございます資本的収入及び支出における収入につきましては、既決予算から３，３８１万４，０００円を減額し、補正後の予算額を４億５，８３９万５，０００円とするものでございます。また、支出につきましては、既決予算から、収入額と同額でございますけれども、３，３８１万４，０００円を減額し、補正後の予算額を１０億６９８万６，０００円とさせていただくものでございます。

収入及び支出の内容といたしましては、野洲川樋門予備設計業務委託料の減額に伴うものでございます。

以上が補正予算のご説明とさせていただきます。

○委員長（益川教智）　どうぞ。

○総務部長（川尻康治）　改めましておはようございます。総務部、川尻です。

それでは、私のほうから条例制定、改廃についてご説明を申し上げます。

まず、議第１９号「野洲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」でございますが、多種多様な人材の確保、また活用を図るために、専門的知識や経験を有する者、または業務量が一時的に増加する場合や市民サービスの提供を充実させるための場合などに即戦力となる者を任期を定めた職員として採用するために地方公務員の公共団体の一般職の任期

付職員の採用に関する法律に基づきまして新たに制定するものでございます。

任期を定めた採用でございますが、４つの区分に分けて項立てをしております。

１つ目は特定任期付職員ですが、こちらについては、高度な専門的な知識・経験、または優れた識見を有する者ということで、具体的な例といたしましては、他市では医師、弁護士などにこれを採用しているところもございます。

次に、一般職の一般任期付職員でございますが、こちらについては、専門的な知識を有する者としてデジタル人材であったり広報または福祉等の専門職を想定されるところでございます。

その他、時限的任期付職員、短時間勤務職員になっておりますが、任期についてはそれぞれ５年以内または３年以内とするものでございます。

次に、議第２０号「野洲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」でございます。こちらにつきましては、子ども・子育て支援法の改正により特定乳児等通園支援事業いわゆるこども誰でも通園制度の創設に伴いまして事業を開始するに当たり、運営に関する基準を定めるものでございます。

次に、議第２１号「野洲市立特定保育所の条例を廃止する条例」でございますが、令和８年４月１日をもって野洲市立第三保育園を民間に移管することに伴いまして、野洲市から市立の保育所がなくなるため、保育所条例を廃止するものでございます。それに伴いまして、野洲市重要な公の施設の廃止または独占利用に関する条例につきましても、保育所の文言を削除するものでございます。

次に、第２２号「野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例」でございますが、こちらも保育所がなくなることに伴いまして野洲市学校給食センター運営委員会の委員の構成から保育園を削除する改正を行うものでございます。

次に、議第２３号「野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、行政委員会の委員の報酬の額につきましては、県内各市と比較いたしまして低い水準に据え置かれていたことから、本市で野洲市の特別職報酬等審議会における答申を踏まえまして所要の改正を行うものでございます。

まず、選挙管理委員会委員報酬ですが、月額で、それぞれ月額で申し上げますと、委員長については９，０００円から２万７，０００円、委員については８，５００円から２万１，０００円、農業委員会委員の報酬につきましては会長が３万８，０００円から４万１，０００円、副会長が３万から３万３，０００円、委員については２万６，０００円から２

万８，０００円でございます。

教育委員会委員の報酬につきましては、２万６，０００円から４万１，０００円に、また、固定資産評価審査委員会委員及び公平委員会の委員につきましては、５，０００円を６，０００円にするものでございます。

また、最後に監査委員の報酬の額について、識見委員として、こちらは月額ですが、月６万円から８万円に改正するものでございます。

次に、「野洲市職員等の旅費に関する条例及び野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、こちらについては、国家公務員等の旅費に関する法律が改正をされておりまして、県または国との均衡を図る観点からそれに準じた所要の改正を行うものでございます。

旅行の区分については、国内旅行と外国旅行に区分けをいたします。旅費の種類の改正でございますが、これまで日当を食卓料として支給されていたものを旅行雑費として１夜当たりの支給に変更するものでございます。市長等、及び議員については２，８００円、一般職については２，４００円でございます。

また、宿泊料の改正につきましては、記載のとおりですが、甲地方、乙地方、また、それぞれの金額が増額となっている改正を行うものでございます。

次に、議第２５号「野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例」でございます。

幼稚園の利用人数については減少傾向であることから定数が過大になっているため改正を行うものでございますが、定数超過が生じた場合でも対応できるよう、定数については規則に委任するよう改正するものでございます。

次に、議第２６号「野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部を改正する条例」でございますが、海洋センターのプールについては、令和８年３月３１日をもって廃止するため、施設からプールを削除するものでございます。

次に、議第２７号「野洲市立保育所における延長保育、野洲市立幼稚園における預かり保育等並びに野洲市立幼保連携型認定こども園における延長保育及び預かり保育に関する費用徴収の条例の一部を改正する条例」でございますが、こちらについても、保育所がなくなることから条例名の改正が必要となったため改正を行うものでございます。

併せまして、特定乳児等通園支援事業及び幼保連携型認定こども園を、事業をこども園で実施することから、利用者負担について条例で位置づける必要があるため改正を行うものでございます。

次に、議第２８号「野洲市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例」でございますが、こちらにつきましても、２７号と同様の理由により改正を行うものでございます。

次に、議第２９号「野洲市介護保険条例の一部を改正する条例」でございますが、令和７年度の税制改正によりまして給与所得控除額が増額となったということで５５万円から６５万円とされたことから、第９期の介護保険事業計画において保険料の収入額が不足することから、令和８年度に限り当該税制改正による給与所得控除額を税制改正前の同額とみなす特例措置を設けるということで、５５万円として算定するという特例措置を設けるものでございます。

次に、議第３０号「野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例」でございます。

こちらにつきましては、水道事業の持続的運営を行うため、水道料金の改正を行うものでございます。併せまして、能登半島地震のときに宅内配管の復旧が遅れ、水が使用できない状況が長期化したことから、国土交通省の通知に基づきまして、他の水道事業所、いわゆる他市町村の指定した給水装置の工事事業者を指定業者として給水工事を実施することができるよう改正するものでございます。

議第３１号「野洲市下水道事業の一部を改正する条例」でございます。

こちらも、先ほど申しました水道事業会計条例と同様ですが、地震において復旧が遅れたことから、他の市町村の事業者を指定工事店として工事を実施できるように改正するものでございます。

議第３２号「野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償について所要の改正を行うものでございます。補償額の最低額の引き上げを行うものでございます。

次、その他案件６件でございます。

議第３３号「財産の減額貸付けについて」です。

財産を減額して貸し付ける土地・財産でございますが、記載のとおり、野洲市小篠原１７８０番７の一部でございまして、地籍については２，３８２．６９平米でございます。

こちらについては、貸付けの相手方についてはアイグランということで、野洲市第三保育園の民間委託事業者でございます。貸付率については、１．４％となりまして、減額貸付けの理由といたしましては、公共性の高い社会福祉事業を実施する事業者であることから、社会福祉法人等への財産の貸付けに適用する貸付率を適用するものでございます。

次に、議第３４号「市道路線の認定」でございますが、２路線について新たに認定をするものでございますが、いずれも開発行為により市に寄附を受けたものでございます。

次に、議第３５号「事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業)」でございます。

こちらについては、余熱利用施設の整備運営事業におきましての契約金額を変更することで民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき議決を求めるものでございます。増額となりますのは３，４２６万５，３７５円の増額となりますが、それぞれの業務においてサービス対価の指数については以下の表のとおりでございます。

改定の理由につきましては、契約の中で前年度の指数の平均とその年の８月の指数を比較して３％以上の差が生じた場合は改定を行うというものでございます。

次に、議第３６号から３８号につきましては、それぞれ計画の策定でございます。

議第３６号については第２次野洲市総合計画の後期計画の策定、３７号につきましては第５次野洲市人権施策基本計画の策定、議第３８号については第４期野洲市教育振興基本計画の策定でございますが、計画期間についてはいずれも令和８年度から令和１２年までの５年間でございます。

最後、人事案件２件でございます。

こちらにつきましては、議第３９号、４０号で、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、候補者の氏名は西川典子氏及び大西真澄氏でございまして、任期については令和８年７月１日から令和１０年６月３０日までの３年間でございます。

略歴については、それぞれ次ページ以降に添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

説明については、以上でございます。

○委員長（益川教智）　ありがとうございます。

今の件につきまして、詳細な説明については本日午後の議案説明会で受け、また、質問については２０日に開催予定の議案勉強会でお願いしたいと思います。

では、提出議案について、議事運営に関連して特に何か質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　なしですか。よろしいですか。

それでは、続いて（２）令和８年第２回野洲市議会定例会の会期日程（案)、（３）議事日程（案)、そして（４）議案付託表（案）について事務局より説明をお願いいたします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議員の皆様、おはようございます。議会事務局の行俊です。

資料につきましては、タブレットの「議会運営委員会２月１８日」のところをご覧ください。

では、令和８年第２回野洲市議会定例会の会期日程案、議事日程案、議案付託表案について、それぞれご説明いたします。

まず、会期日程はフォルダの資料の「０３」をご覧ください。会期日程は２月２６日、木曜日に開会し、３月２５日、水曜日までの２８日間です。２月２６日開会後、７日間休会となります。２６日の本会議終了後は議会だより編集委員会が開催されます。その後、３月６日に再開し、本会議終了後、予算常任委員会を開催し、各分科会への分担について審査していただきます。なお、３月６日のみ午前に中学校の卒業式が行われることから、午後１時からの会議としております。

９日、１０日、１１日は従来どおり午前９時からの開議です。

１１日は、本会議終了後に会派代表者会議を開催し、意見書等の調整をお願いします。

次に、３月１２日と１３日、１６日は予算常任委員会の各分科会終了後、各常任委員会を開催いただきます。１２日は総務、１３日は文教福祉、１６日は環境経済建設の順となります。

１７日は常任委員会の予備日とし、午前９時からの会派代表者会議にて執行部から追加議案の概要説明と、意見書の提出があればその確認を予定しています。２３日は午前９時から予算常任委員会を開催し、分科会会長報告、質疑、委員間討議、採決をお願いします。

同日、予算常任委員会終了後は議会運営委員会を開催していただき、最終日の追加提出議案等の説明、これに伴う議事日程の追加等についてご協議いただくものです。議会運営委員会終了後、全員協議会を開催いただき、追加議案の説明をいただきます。次に、最終日３月２５日は午前９時から議会運営委員会を、１０時から全員協議会を開催します。その後、午後１時から本会議を開催します。

なお、議案のうち、先ほど説明がありました議第２１号「野洲市立保育所条例を廃止する条例」につきましては、野洲市重要な公の施設の廃止または独占利用に関する条例の別表第４号保育所を削除することになるため、地方自治法第２４４条の２、第２項の規定及

び同条例第３条第２項の規定により、特に重要な公の施設のため議会において出席議員の３分の２以上の同意を得なければならないとされていますので、これに基づき採決を行っていただきます。

本会議終了後は議会だより編集委員会が開催されます。

なお、代表質問、一般質問、議案質疑及び討論通告書並びに意見書の提出期限は会期日程にそれぞれ朱書きで記載していますので、ご確認をお願いいたします。

また、追加議案、意見書の提出がありましたら、追加議事日程として対応をさせていただき、それぞれ提出者の説明、質疑、討論、採決をお願いすることといたします。

次に、議事日程はフォルダの「０４」の資料をご覧ください。議事日程につきましては、開会日の２月２６日は午前９時開議で、令和８年度施政方針、教育方針を述べてもらいます。そして、市長から提案される議案３８件の提案説明をいたします。

２ページ目、３月６日に本会議を再開し、上程議案に対する議案質疑、一部議案に対する討論及び採決、各常任委員会に付託、その後、代表質問となります。

なお、付託を省略し採決を行うのは、申し合わせにより補正予算及び人事案件の合計８件となります。

次の３ページから５ページ目、９日から１１日は代表質問、一般質問となります。続きまして、６ページ目、２５日は各委員会委員長からの委員会審査結果報告、これに対する質疑、討論、採決をお願いし、審議終了後、閉会となります。

次に、議案付託表はフォルダ「０５」の資料をご覧ください。３月６日の再開日に付託し、付託先につきましては、各会計予算は予算常任委員会に付託し、２ページ目、３ページ目の各分担表のとおり、それぞれの分科会に分担いただきます。４ページから６ページ目、条例その他の議案については、総務、文教福祉、環境経済建設の各常任委員会へ審査を付託するものです。

事務局からの説明は以上です。

○委員長（益川教智）　ありがとうございます。

ただいまの説明について何か質問はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　よろしいですか。ありがとうございます。

では、ないようですので、事務局の説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　ご異議なしと認めます。

では、本件については事務局の説明のとおりとし、この後の全員協議会で報告させていたします。

ここで、執行部の皆さんはご退席をお願いいたします。ありがとうございました。

（執行部　退席）

○委員長（益川教智）　それでは、付議事件５、代表質問発言順序について事務局より説明をお願いいたします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局の行俊です。

続きまして、代表質問発言順序についてご説明いたします。タブレットの資料の「０６」をご覧ください。

代表質問につきましては、申し合わせにより２人以上の交渉会派により行うこととし、その順序は輪番となっています。質問時間は１会派４０分以内です。

今回が改選後初めての代表質問となりますので、会派の人数、期数によりますと、表の代表質問順序の発言順となります。なお、この順序につきましては、２月１６日の会派代表者会議で確認いただいておりますことをご報告いたします。

以上です。

○委員長（益川教智）　ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　では、ないようですので、代表質問発言順序については、説明がありましたとおりに取り計らうことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

代表質問発言順序につきましては、説明があったとおりに取り計らうこととし、この後の全員協議会で委員の皆さんにご報告いたします。

続いて、付議事件（６）請願書、陳情書について、事務局より説明をお願いいたします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局の行俊です。

それでは、資料のフォルダの中にあります「０７」をご覧ください。

まず、請願書につきましては、昨日２月１７日までに提出はありませんでした。

続いて、陳情書が１件提出されています。政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書で、提出者はパワハラから職員を守る滋賀県民の会です。

陳情項目が文末に２点記されていますが、文末にございますけども、１、庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断り切れずに購読しているという実態がないかどうかについて、職員に寄り添って調査・確認するよう、行政に求めてください。２、仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてください。というものでございます。

説明は以上です。

○委員長（益川教智）　ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　では、ないようですので、陳情書についてはこの後の全員協議会で報告させていただきます。

続いて、付議事件の７、野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例について事務局より説明をお願いします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局、行俊です。

資料は、タブレットの「０８」をご覧ください。野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。この条例を議員提案の議案として提出することについてご説明をいたします。

昨年１２月の第６回定例会におきまして、野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例が可決され、新病院の名称を市立野洲地域医療センターとすることが決定しました。本条例の改正に伴い、野洲市議会委員会条例についても所要の改正を行うものです。

なお、附則にあります施行の日は野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とします。

この条例の改正に当たっては、今回の改正は軽微な内容であり、議事運営に関するものですので、議会運営委員会を提出者とし、委員長より議案の提案説明をお願いしたいと思います。この点を含め、この議会運営委員会の場でご確認いただければと思います。

なお、議案を提出する場合は、条例案の最終的な確認は３月２３日の議運でお願いし、２５日最終日の追加提案としたいと思います。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○委員長（益川教智）　ただいまの説明について何かございますか。

お願いします。

○議会事務局長（辻　昭典）　ちょっと補足をさせていただきますと、議運の委員会提出議案とすることにつきましては、２年前に議運の委員会で提出、会議規則あるいは委員会条例、議事運営に関わる軽微なことは議運の委員会提出議案にしようということで会派代表者会議あるいは当時の議運の皆さんで一旦ご確認をいただいております。

ところが、諸事情により実際に提出することはなかったんですけども、その後、会議規則等を改正し、整いましたので、今回そのようなケースが初めてやってまいりましたので、今回、当時のご確認いただいたことを踏まえ、軽微なものですので、議運の提出議案としてご確認をいただければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（益川教智）　ありがとうございます。

今の説明も含めて、何か皆様からご質問などはありますか。

遠藤委員、どうぞ。

○委員（遠藤総一郎）　事務局案でいいと思うんですけども、提出者は委員長で、もう１人は副委員長、２人というような。どこまでどう決め、確認しといたらええのか。

○議会事務局長（辻　昭典）　通常、議員さん個人個人が出されるのが２人以上条件になりますが、委員会提出議案は委員会として提出を決していただいて、提出者は委員長、代表して委員長がお一人。署名もしくは委員長の印を押して提出というのが通常の流れです。

１人でも、１人というか、委員会として提出しますので、その代表者である委員長が名を記していただくということです。

２人以上という条件は委員会提出議案のところには当てはまらないので、委員長がお一人の名前で代表して提出される。その裏には委員会として意思決定をしていただいているという前提で委員長お一人が代表して名前を書いて提出をされるということになります。

○委員（遠藤総一郎）　すみません、誤った理解をしておりまして。

委員会提出の場合も２人のあれが要るのかなと思ってたので。理解しました。

○委員長（益川教智）　他に何かございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　では、ないようですので、事務局の説明のとおりと取り計らうことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

では、野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例については、議案としての取扱いも含めて、この後の全員協議会で報告させていただきます。

次に、次第３、その他に移ります。

その他事項で、委員の皆さんから何かありますか。

○委員（田中陽介）　すいません、ちょっと１点だけ。

この後の説明会があると思うんですけれども、これって、どこまで議論されたかちょっと覚えてないんですけれども、何か説明、ただ書いてあることを読んでもらうのはどちらにとっても時間的にも労力的にもよくないんじゃないかみたいな話って出てましたっけ。

何か、特に何か言うべきことであったり新しい事業であったりとかというのは説明してもらってもいいのかなと思うんですけど、そういう話、会派代表とかで出てましたっけ。

○議会事務局長（辻　昭典）　直近では、最近はそのような議論はありませんが、３、４年前には、もうちょっと簡素にというお声がありましたので、一定簡素には、あれでなっている状況ではあります。

今回、当初予算がありますので、２時間ぐらいの説明の時間かなというのを見込んでおります。

はっきり言って、書いてあるものを読んでいるだけですので、書いたものを渡して読んどいてというのも、それはそれでありかと思いますが、その場の持ち方をどうするかというのは、またそれぞれご議論をいただくべきかなと思っております。

今のところは、そのような声は、はい、という状況です。

○委員（遠藤総一郎）　今の、そのとおりだと思うんです。

確かに、前は議案説明会も間に休憩を取って物すごく長かったと思うんです。僕、現役のときに大分簡素になりました。

でも、その中で説明の仕方として、目玉事業、それから前年、一昨年との違い、ここをやっぱり説明せなあかんと思うので、それはまたよろしくお伝えいただきたいと思います。

それが１点と、もう一つは、前から思っていたんですけども、なかなか口にできなかったんですけども、今３月補正は委員会付託にならなくて、再開日に即決されますけども、今定例会は当然そのまま行くんですけども、これ、例年３月補正は減額が精査が主やいうことで、そう山仲市長のときにそのようになったんですけども、多分よその市議会の現状を事務局のほうで一度調べといてもらいたいと思うんですよ。

というのは、何かこういう議会の機能の強化ではないですけども、多分そうしているところが多いのかどうか。

例えば、最近継続事業とかいうことで３月補正で繰越しというパターンもありますので、そういった場合そんでええのかというパターンも当然ありますので、今後の検討課題かなと思いますので。

○議会事務局長（辻　昭典）　よろしい。

○委員長（益川教智）　どうぞ。

○議会事務局長（辻　昭典）　３月補正の審議のあり方のことをおっしゃっていると思いますが、昨年９月に申し合わせ事項を改正しまして、次の１年後、来年の３月の補正は委員会付託をするということで改正をいたしました。

（「来年の３月」の声あり）

○議会事務局長（辻　昭典）　今回までは付託を省略しまして、年度、ちょっと当初予算の見方が変わってきますので、当初予算の立て方が。

というのは、もう３月の上旬には可決する見込みでスケジュール感が既に全庁的になっていますので、たちまち今はそのまま省略しといて、来年度のスケジュールの立て方を見て、来年度から、要は来年の９年３月の補正は付託をするということで整理をいただいて、去年の９月に申し合わせ事項を既に改正しています。

○委員（遠藤総一郎）　すいません、ありがとうございます。

そしたら、今それに伴って、この会期日程とか変わってくると思います。そこらはまだ、想定はどうなっているんですか。

○議会事務局長（辻　昭典）　会期日程が大きく変わることはないと考えております。

○委員（遠藤総一郎）　ごめんなさいね。ごめんなさい。話のついでで、話が出たので、あれ。

ということは、今までやったら再開日即決のやつを単純に最終日まで引っ張るというイメージでよろしいんですかね。

○議会事務局長（辻　昭典）　そのようなことになります。

ですので、執行する時間が、最終日に可決してから執行することになりますので、その辺のスケジュール感を十分立てた上で当初予算を、８年度の予算を見てくれというようなことで、事前には執行部とも調整し、申し合わせ事項の改正に至っているということです。

○委員（遠藤総一郎）　すいません、勉強不足でした。すいません。

○委員長（益川教智）　他に何かありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　よろしいですか。

今、田中委員からの議案説明会についての提案というか、ご意見がありました。

今ご説明いただいたとおり、たしか私の記憶では３、４年前に執行部のほうから、執行部のほうからだったかと思うんですけれども、説明会必要ですかというお話があって、いや、要るやろうということで、そのときは残ったと記憶しているんですけど。

今回、また新たに改選されて、このメンバーでやっていくことになっていきますので、その中でどうやっていくか。

例えば、議案説明会がないのである、なくすのであれば、議案勉強会でもう少し時間を厚くするであったり、そういう考え方もあろうかと思いますので、これは引き続きちょっと検討していけたらなと思っていますので、皆さんからもまたご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

では、他、特にはよろしいでしょうか。

事務局から何かございますか。お願いします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局、行俊です。

資料の「０９県内各地の開庁時間」というこの表をご覧ください。

前の議員、前議員の皆さんの中でご確認は既にいただいていることではあるんですけれども、市役所の開庁時間が令和８年６月１日から９時から午後４時４５分までに変更になる予定です。職員の執務時間は８時半から５時１５分というのは、変更にはなりません。

これに伴いまして、市議会の本会議並びに委員会の会議を始める時間についてちょっと検討をしたいと思っておりました。

それで、２月１６日の会派代表者会議でもこの説明はさせていただきました。

他市の事例を見ておりますと、会議の開始時間は９時半ないしは１０時から。野洲市だけが９時からということにはなっているんですけれども、開庁時間が９時から、窓口を開ける時間が９時からということになりますと、玄関を開ける時間を何時にするかというのは、まだちょっと総務課のほうとも、まだ最終はちょっと決まってはいないんですけれども、傍聴者の方々のことや議員の皆様のことも考えますと、９時半から委員会を始めるというのが適切ではないかというふうに考えております。会派代表者の皆様からも、そのような形でいいのではないかということでご意向をいただいているところでございます。

ちょっと手続的なことにつきましては、また後ほどというふうには思っているんですけども、実施が６月１日からということで、今日ちょっとこの場でご相談申し上げたいと思いまして、申し上げた次第です。よろしくお願いします。

○委員長（益川教智）　今の説明につきまして、皆様のほうから何かご意見ございますか。

○委員（石川恵美）　ちょっと確認を。

○委員長（益川教智）　お願いします。

○委員（石川恵美）　今の件について、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、例えば会議の時間を変えるとなったら、これは令和８年６月１日に合わせてやるということですか。

○議会事務局次長（行俊　勉）　ですから、変更する場合につきましては、６月議会からということで考えております。

会議規則に定める会議時間は午前９時から午後５時までですので、この範囲内であれば３０分や１時間繰り下げても別に問題はないわけです。実際午後１時から開会している場合もございますので、そこは問題ないんですけども、市役所の開庁時間が６月から変更ということになりますので、変更するのであれば６月議会からになろうかというふうに思っております。

○委員長（益川教智）　他に何かございますか。

では、遠藤委員。

○委員（遠藤総一郎）　ごめんなさい、時間ないのに。

６月議会から変えていくという方向性は、僕、賛成なんです。

手続として、この会議規則の改正はいつ上程を、事務局としては。

今日、意向を確認、会派、議運ということで確認して、条例改正は、いつを。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局、行俊です。

まず、現状としては９時から５時までになっていますので、この範囲内であれば違反というか、定められた範囲内にはなるということにはなります。

ただ、改正するとなると、今日この場でいきなりというのも、ちょっとそれは申し訳ないかと思いましたので、まずはちょっと皆さんの意向をお聞きした上で次にどのようなスケジュールでするかというところを考えていこうかというような段階として、今日ご相談申し上げた次第です。

早急に、急いでやらなければならないというところでもないんですけども、会議規則の

ほうも改正するべきかなとは思っておりますので、ちょっとその手続についても事務局のほうで判断をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議会事務局長（辻　昭典）　明確化するのであれば、９時になっているところを９時半からという会議規則の改正はしたほうがはっきりすると思います。するとしたら、早ければ３月２５日最終日に追加提案というのが最短かなと考えております。

それを逃しますと、次、もう６月、定例会になってしまいますので、もうそのほうで行くという意思確認ができれば、最終日の追加提案を目指したいと。

○委員（遠藤総一郎）　時間がないのに、すいません。

９時から１７時までの会議時間の中で、９時半から開始するという解釈がそんで通るのかどうか。通らへんとなったら９時半からという、その解釈で皆やってはるんですかね。

ちょっとその辺、ちょっと調べといてもうといてと思います。

○議会事務局長（辻　昭典）　条文は９時から５時にしといて、実際１時から開会している、本会議開会している場合があります。

当然その定めている範囲の中で会議が開けるんだったらそれでいいという解釈ですので、実際９時半とか１０時とかから会議しますというのは、議運で個々に決定をいただいていますので、そのような、それでいいのであれば９時のままになりますし、いや、やっぱり、これ、もう対外的に明確化するというのであれば改正を伴うという考え方になります。

○委員長（益川教智）　卒業式があるから、午後からやるというのもそうですよね。１３時からも一緒。

（発言する者あり）

○委員長（益川教智）　ということのようでございます。

今の件について他に何かございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　それでは、ないようですので、これにて議会運営委員会を終了いたします。お疲れさまでした。（午前９時５１分　閉会）